

次世代交通ビジョンおきなわ

【第3回 策定本部】

～ 策定本部設置要綱の改正 ～

令和8年8月24日
沖縄県 交通戦略推進課

令和8年3月26日(木)に開催された次世代交通ビジョンおきなわ策定本部において、本ビジョンの正式名称が決定したこと、および県の組織改編に伴う事務局の変更があったことを踏まえ、次世代交通ビジョンおきなわ策定本部設置要綱の改正を行った。

改正後	改正前
次世代交通ビジョンおきなわ_____策定本部 設置要綱	次世代交通ビジョンおきなわ(仮称)策定本部 設置要綱
(趣旨) 第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ _____策定本部(以下「本部」という。)の設置及 び運営について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ (仮称)策定本部(以下「本部」という。)の設置及 び運営について必要な事項を定めるものとする。
(所掌事項) 第2条 本部の所掌事項は、次世代交通ビジョン おきなわ_____の策定に関するものとする。	(所掌事項) 第2条 本部の所掌事項は、次世代交通ビジョン おきなわ(仮称)の策定に関するものとする。
(事務局) 第7条 本部の事務局は、企画部交通戦略推進課 に置く。	(事務局) 第7条 本部の事務局は、企画部交通政策課 に置く。